＜報道発表資料＞
（府警同時）

令和８年１１月１３日
京都市子ども若者はぐくみ局児童福祉センター児童相談所

京都市児童相談所及び京都府警察による児童虐待事案対応合同訓練の実施

この度、京都市児童相談所及び京都府警察本部では、児童の安全確認及び安全確保を適正かつ円滑に実施するため、児童虐待事案対応合同訓練を実施します。

１　目　的

警察と児童相談所が、児童の安全確認及び安全確保を適正かつ円滑に実施できるよう、実践的な想定訓練を合同で行い、実務能力の向上を図るとともに、連携をより一層強化することを目的とします。

２　日　時

令和８年１１月２０日（金）午後１時３０分～午後４時１５分

３　場　所

京都府警察学校　５階大教場及び模擬家屋　（〒612-0021 京都市伏見区深草塚本町官有地）

４　参加者

児童相談所職員及び警察職員　６０名程度

５　内　容

（１）訓練事前説明

（２）想定訓練

ア　立入調査、臨検・捜索及び一時保護が必要な事案について、児童相談所から警察への援助要請依頼

イ　模擬家屋を使用した、立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実地訓練

（３）意見交換

６　参　考

（１）「立入調査」とは、児童虐待防止法第９条第１項に基づき実施するものです。児童虐待案件について、保護者等が家庭訪問や児童相談所からの出頭要求に応じないなど、児童の安全な状況が把握できない場合に、児童相談所が住居に立ち入り、必要な調査等を行います。

（２）「臨検・捜索」とは、児童虐待防止法第９条の３に基づき実施する強制処分です。上記の「立入調査」を保護者が拒否又は妨害し、さらに児童相談所からの再出頭要求に応じない場合に、児童相談所が、裁判所の発する許可を得て、住居に強制的に立ち入り、調査や児童の安全確認・安全確保を行います。

（３）「一時保護」とは、児童福祉法第３３条に基づき、児童虐待を受けた子どもやその他保護を要する子ども等について、安全の迅速な確保を行う場合や、児童の置かれている状況の把握を目的に実施するものです。

７　問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局児童福祉センター児童相談所

電話：０７５－９５０－０７４８